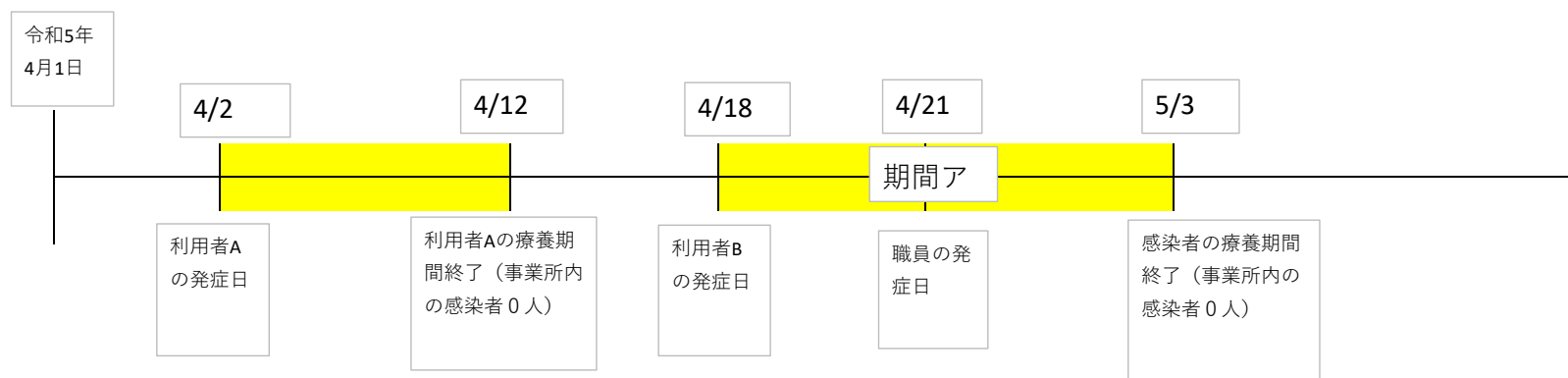


■新型コロナウイルス障害福祉サービス継続支援事業の補助対象期間の考え方



【補助対象期間について】

・国の要綱等に基づき新型コロナウイルス感染症の対応に要した費用が対象であるため、**原則、事業所に感染者がいる期間に生じた費用が補助対象**となります。

⇒ 黄色の期間に発生（発注又は購入）した経費が補助対象となり得ます。

※職員への割増賃金・手当などに関しても、黄色の期間にサービスを継続するために勤務したことに対する支給が補助対象となり得ます。

・今回の申請対象経費は、**令和5年4月1日～令和6年1月31日までに発生（支払いが完了）した経費が補助対象**となり得ます。

【留意事項】

・令和4年4月1日から令和5年3月31日までに感染者が発生した分は、既に受付を終了しております。但し、令和5年3月の発生分については、3月の時点で支払いが完了せず未申請のもののみ受け付けます。

・他事業で既に助成を受けた経費及び運営費補助金等と重複する経費は対象外です。

・**令和5年度の基準単価（限度額）に達している事業所は、対象外です。**
（基準単価（限度額）に達していない場合は、交付済み額と限度額との差額が支給上限額となります。）

・本事業を開始した時点で新型コロナウイルス感染症の健康観察期間が通常10日間とされていたため、基本的には発症日及び発症日から10日目までに発生した経費が補助対象となり得ます。なお、「期間ア」のように新たな感染者が発生した場合には、補助対象期間が長くなります。また、保健所の判断により感染者の療養期間が延長された場合も、補助対象期間が長くなります。

・上記の観点から、事由発生時期については次のように記載していただきますよう、お願いします。

（例）

①令和5年4月2日利用者の発症日。

②令和5年4月18日利用者の発症日。その後、職員も4月21日に発症。

※対象者の氏名は不要です。